

唐津市監査委員告示第7号

財政援助団体等における監査の結果に関する報告について
地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等における監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成27年11月27日

唐津市監査委員 岡 本 秀 樹

唐津市監査委員 進 藤 健 介

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査を行った財政援助団体等の名称

公益財団法人唐津市体育協会

2 財政援助団体等の内容及び監査方法について

当協会は、唐津市が基本財産を出資し、運営費の補助を受ける財政援助団体で、かつ、公の施設の指定管理者である。

そのため、出資、財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として監査を実施し、また、事務監査については抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 団体の概要

(1) 主たる事務所の所在地 唐津市和多田大土井 1 番 1 号

(2) 基本財産（資本金） 26,731,833 円

(3) 設立の目的

唐津市における体育スポーツの振興発展を図り、体力の保持増進による心身の健全な発達と活力と生きがいのある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 事業内容

ア 体育スポーツ振興事業

イ 公益財団法人佐賀県体育協会等との連絡協調に関する事業

ウ 体育スポーツ功労者の表彰に関する事業

エ 体育施設の管理運営事業

オ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(5) 役員及び職員数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

役員 29 名、職員 23 名

(6) 指定管理の受託施設

唐津市文化体育館及び体育の森相撲場、唐津市陸上競技場、唐津市野球場他
計 14 施設

4 唐津市との関係

唐津市は、上記資本金のうち 22,000,000 円（出資率 82.30%）を出資しており、また平成 18 年度からは市の指定管理者として体育施設の管理運営を委託している。

なお、協会の平成 26 年度の年間予算額は 124,753,000 円で、そのうち唐津市からの公金支出は 114,653,000 円（指定管理委託料 83,028,000 円及び補助金 31,625,000 円）となっており、公金支出が占める割合は対年間予算額 91.90%である。

5 監査の対象期間及び実施日

(1) 対象期間 平成 25・26 年度

(2) 実施日 平成 27 年 8 月 10 日

6 監査の結果

監査の結果、次のとおり注意又は改善を要する事項等が見受けられた。

(1) 切手等の不適切な管理について

平成 26 年度の切手の管理にあたって、切手受払簿中、切手出入枚数と金額が相違しているものや月合計受払金額が相違したまま翌月に繰越したものの、ま

た前月からの繰越金額の誤記などにより、年間 350 円の差額が生じた不適切な管理が行われていた。

さらに、公益財団法人唐津市体育協会事務処理規程第 29 条において「切手及びはがきの購入又は使用については、切手受払簿もしくははがき受払簿に記載し、事務局長の承認を受けなければならない。」とあるが、切手受払簿に事務局長の承認印はなく、またはがきにおいては、切手受払簿等に購入又は使用に係る記載が全くなかった。

適切な取扱いとなるよう改められたい。

(2) 契約事務について

平成 26 年度の松浦河畔公園体育施設芝刈・除草業務の実施において、指名競争入札が行われ 2,646,000 円で落札され、契約の相手方に対し落札決定通知書では落札額の 2,646,000 円で通知されていたが、委託契約書の金額は 2,640,000 円と記載されていた。

当該委託料 2,640,000 円については、業務完了確認後の 6 月、8 月、12 月に各 880,000 円支出されていた。

担当者に確認したところ、契約書作成時に誤った金額を記載したとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

(3) 公金の私人委託に伴う施設使用料取扱いについて

施設使用料の取扱いについては、指定管理者としての利用料金制度が採用されていないため、地方自治法の規定に基づき市から協会へ公金取扱いの私人委託がされている。

公金の収納状況について監査した結果、市は、毎月、協会から報告された利用状況報告書に基づく使用料の金額ではなく、協会から市へ納入された金額での調定書を起票しているため、使用料の未収金額が調定額に反映されていなかった。

そのため、年度末の 3 月 28 日利用分の施設使用料 9,980 円が市の出納閉鎖後の 7 月に納金されたものがあったが、市及び協会ともに未収金額の管理がで

きていなかったため、平成 26 年度決算に未収金額として計上されていなかった。

施設使用料の掌握については、唐津市財務規則に基づき適正かつ適切に行うよう注意されたい。

(4) 経理について

指定管理に係る経費については、それぞれの施設ごとに締結した基本協定書において「乙（協会）の他の口座と区別し、別の口座で管理し、指定管理者としての業務を明確にしなければならない」と規定されているが、協会が管理する通帳は 1 口座であり、市からの補助金と指定管理委託料（契約数：13 件）が区分して管理されていなかった。

(5) 指定管理業務（管理運営）の再委託について

協会は、市から年間 8,591,000 円で次の内容により唐津市屋内プールの指定管理業務を受託している。

（唐津市屋内プールの管理運営業務仕様書より抜粋）

・管理運営業務

ア 清掃員 1 人

毎日の館内清掃及び月 1 回の定期清掃

イ 監視員 1 人

プールの監視業務

ウ 事務員 1 人

屋内プールの受付、利用券の発売、利用料金収納事務 など

以上が市からの指定管理業務の受託内容であるが、協会は、施設に事務員 1 名を配置しているものの、上記アからウの管理運営業務について水泳指導を行う団体に対し年間 3,973,965 円で再委託を行っていた。

協会によると基本協定書第 21 条第 2 項で「管理業務の一部を第三者に委託することができる」とされているため再委託したとの見解であるが、これらの業務は、協会が市から委託を受けた指定管理委託業務の主たるものであるため、同条第 1 項「施設の管理業務を一括して第三者に委託してはならない」との規

定に違反するものであると言える。

また、基本協定書第 20 条で規定する市と指定管理者とのリスク分担においては、指定管理者の注意義務の怠りに起因する事由で第三者に与えた損害については、指定管理者の分担となっているが、プールの監視業務の再委託により、当該団体が行うプール監視業務中に事故が発生した場合における責任の所在が曖昧になっている。

このように、本来、市の指定管理者として協会が担任すべき業務が再委託によって不明瞭となっているため、指定管理業務の体制について一考の余地があると思われる。

(6) 受入出捐金の計上処理について

平成 24 年度決算の貸借対照表における指定正味財産の受入出捐金は 26,731,833 円が計上されていたが、平成 25 年度決算の受入出捐金は 23,785,000 円に変更され、減額された 2,946,833 円は、一般正味財産へ振替処理されていた。

事務局に確認したところ、この変更は、平成 26 年 4 月 1 日に公益財団法人として登記するために必要な措置として佐賀県からの指導を受けて行ったものであり、平成 26 年 6 月 16 日に開催された理事会において平成 25 年度決算として承認されたとのことであった。

しかしながら、指定正味財産から一般正味財産への振替処理についての具体的な説明は議事録に記載されていなかった。

使途目的が明確に定められている指定正味財産を公益法人が自由に使用できる一般正味財産へ変更、訂正処理を行う場合は、理事会への説明、承認が不可欠であったと思われる。

(7) 地域別体育団体に対する補助金について

旧市及び旧町村を管轄とする地域別体育団体に対し、協会から各団体の運営費 7,876,000 円、事業費 5,213,000 円、合計で 13,089,000 円の補助金が支出されているが、協会は各団体から提出された決算書を受領しているだけで、領収証他証拠書類等の検査は実施していないとのことであった。

また、当該補助金は、唐津市から支出された補助金が協会を通じて再分配されているものであるため、市においてもその用途が目的に沿って行われているか把握することが必要であるが、補助金に対する内容確認、指導等これまで一度も実施されていなかった。

これらの補助金に係る事務監査においては、協会に証拠書類等の写しの保管がないため具体的な審査ができなかったが、各団体から協会へ提出された決算書等の内容を確認すると、①前年度繰越金、②協会からの補助金、③市からの体育祭開催委託金のみで歳入が賄われ、当該団体のいわゆる会費等の自己資金収入がゼロ円という団体の収支報告書があった。

この団体の支出の内容を確認すると、協会に対する年会費が1万円支出されていたが、先述したように当該団体の自己資金はゼロ円であるため、協会から受け取った運営費補助金の中から協会の年会費1万円が支出されている状況であった。

そのため、協会が行った補助金交付事務において、当該年会費について補助対象経費として算入され、補助金の交付額が決定されており、その結果、補助金で補助金の支出元である協会の年会費を支払っていることとなっている。

協会の定款の中には加盟団体の育成強化に関することも事業のひとつと挙げられているため、加盟団体が組織として適正な経理を担保することができるよう、適切な指導・助言をすべきではないかと思料する。